

## 平成31(令和元)年度後発医薬品使用促進計画

策定年月日 令和元年8月28日

自治体名 (福祉事務所名)	嘉麻市福祉事務所	後発医薬品の数量シェア (平成30年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値 <sup>(※)</sup> (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)
			77.6%	80.0%	74.8%	5.2%
<b>&lt;現在の状況&gt;</b>  1 先発医薬品を調剤した事情 (薬局からの報告に関する集計)			<b>&lt;対応方針&gt;</b> 被保護者への説明 服薬指導の実施 ・健康相談員が服薬指導が必要な者を記録し、ケースワーカーと連携して指導を行う ・新規(増員)保護開始時に世帯員への説明を行う ・年度当初の訪問時に啓発用リーフレットを配布する			
先発医薬品を調剤した事情			関係機関への説明			
1	薬局に後発医薬品の在庫がなかったため	56.64%	・生活保護における後発医薬品の趣旨について説明し、協力を得る			
2	薬剤師が専門的な知見に基づき適当であると判断したため 患者が過去に当該後発医薬品を使用し不都合が生じたことがあったため	0.48%	薬局における備蓄について ・訪問、架電等で調剤機関に対し、後発医薬品への切り替え、先発医薬品を調剤した場合の理由報告の徹底を依頼する			
3	患者が後発医薬品の使用に不安を訴えたため 患者が単に先発医薬品を従前から使用していることを理由に同意しなかったため 患者が単に後発医薬品が安価であることを理由に同意しなかったため 特に理由はない その他の理由(薬剤料が変わらないため・処方医の判断によるもの)	42.88%	その他 ・特になし			
2 関係機関への説明の状況 ・調剤機関への啓発を行う ・医療機関へは県からの啓発による			<b>&lt;備考&gt;</b> ・院内処方を行う医療機関への取り組みについては、都道府県、指定都市及び中核市の本庁が実施することとなっているため、本年度の福岡県の動向により今後の取り組みを検討する。			
<b>&lt;使用促進が進んでいない原因&gt;</b>  ・薬局の後発医薬品の備蓄に課題がある ・処方箋は一般薬で出ているが、先発医薬品を調剤している薬局がある						